

宇陀市 一般不妊治療費助成制度のご案内



宇陀市マスコットキャラクター ウッピー

宇陀市 健康福祉部健康増進課
平成 27 年 4 月 1 日改正

宇陀市では、不妊に悩む夫婦に対し、一般不妊治療にかかった費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的として、一般不妊治療費を助成する事業を実施しています。

◎助成対象者

費用助成の対象となる方は、次の項目に該当される方です。

- (1) 申請時において、夫婦のいずれか一方が宇陀市に住所を有していること。
- (2) 婚姻の届出をし、引き続き婚姻関係にあること。
- (3) 医療機関によって、不妊治療が必要であると認められたもの。
- (4) 医療保険法各法による被保険者もしくは被扶養者であること。
- (5) 夫婦のいずれも市税等を滞納していないこと。
- (6) 夫および妻の前年の所得が合計で730万円未満であること。

◎対象となる医療費

医師が必要と認めた不妊の検査、一般不妊治療などにかかる自己負担額

- (1) 医療保険各法に規定する療養の給付が適用となる不妊治療
- (2) 医療保険各法が適用されない不妊治療。ただし、次のものを除く。
 - * 特定不妊治療（体外受精および顕微授精）のための検査費や治療
 - * 第三者からの提供による治療

◎助成率・助成限度額

助成金の額は、本人負担額2分の1で、1年度5万円までです。

助成金の交付は当該年度につき1回です。

助成の年限は、治療を開始した月の属する年度から起算して5年です。

◎申請方法・提出書類等

1年度分（4月から翌年3月まで）をまとめ、その年度内に申請してください。

- (1) 宇陀市一般不妊治療費助成交付申請書（様式第1号）…申請者が記入
- (2) 一般不妊治療受診等証明書（様式第2号）…医療機関へ依頼
- (3) その他
 - * 治療にかかる医療機関等の領収書（院外処方による調剤費も含む）
 - * 夫及び妻それぞれの所得を証明する書類
 - * 法律上婚姻をしている夫婦であることを証明する書類
 - * 住所地を証明する書類
 - * ご夫婦それぞれの健康保険証
 - * 印鑑

◎助成金の交付方法

助成が決定された場合は申請者に通知しますので、請求書（様式第5号）に基づき指定の口座に振り込みます。（請求書は申請時にお預かりします。）

◎助成金の不交付決定

要件に該当しないなど、助成金を交付できない場合は不交付決定通知書を通知します。

◎その他

- * 指定する医療機関はありません。
- * 補助の対象は、宇陀市に住所を有している期間の治療が対象となります。
- * 食事療養費標準負担額、文書料、個室料等の直接治療費に関係のないものは助成対象外です。
- * 当該年度内に他の自治体で、助成金を受けた場合はその額を控除した額の助成になります。
- * 医療費控除（確定申告）をされる場合は、補てん金の対象となります。

【保健師によるご相談等】

健康増進課又は室生福祉保健交流センターにお問い合わせください。

健康増進課 電話 0745-82-3692 IP0745-88-9087

室生福祉保健交流センター 電話 0745-92-5220 IP0745-88-9175

【奈良県不妊専門相談センター】

電話相談 0744-22-0311（専用ダイヤル）

相談日時 毎週金曜日 13時～16時

相談員 助産師

【特定不妊治療】

特定不妊治療費支援事業については奈良県が実施しています。宇陀市の場合は中和保健所にお問い合わせください。

- * 奈良県中和保健所 直通電話 0744-48-3035（橿原総合庁舎内）



宇陀市 健康福祉部健康増進課

〒633-0292

奈良県宇陀市榛原下井足17番地の3

電話 0745-82-3692 IP0745-88-9087 FAX0745-82-7234